

福岡県公報

平成18年6月26日
第2550号

目次

告示(第1225号-第1231号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………	1
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	3
○平成19年度福岡県農業大学の学生及び研修生の募集 (農業技術課) ……………	3
○福岡県立病院の移譲先団体の募集 (県立病院課) ……………	6

告示

福岡県告示第1225号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成18年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 水巻ショッピングバザール
 - 所在地 福岡県遠賀郡水巻町大字古賀字丸山1454-1 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1226号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 スーパードラッグコスモス八女本店
 - 所在地 福岡県八女市大字本町字道免2-114 外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
 - 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
 - 騒音の発生に係る事項
意見なし
 - 廃棄物に係る事項等
意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

- ① 建物側面の色彩について、南側（正面）上半分の看板部分の緑色と下半分の壁のクリーム色は、極力彩度を落とすこと。同じく北側、西側及び東側は、無彩色とすること。
- ② 敷地境界の塀や柵等の色彩について、無彩色または焦げ茶とすること。
- ③ 建物東側に設置される室外機等について、覆い等により隠すこと。その際、覆いの色彩については無彩色とすること。
- ④ 公道から望見できる全ての看板の色彩について、極力彩度を落とすこと。

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	筑紫野古賀線	前	古賀市青柳783番1先から 同市青柳町767番1先まで	8.6 ～ 42.0	840.0
			後	同上	25.0 ～ 66.0	840.0

福岡県告示第1228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	金 田 夏 吉 線 伊 田	前	田川市大字夏吉1819番1先から 同市大字夏吉1743番1先まで	9.8 ～ 21.6	110.0
			後	同上	10.0 ～ 29.2	110.0

福岡県告示第1229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	国 道	322 号	前	田川郡香春町大字採銅所5388番2先から 同郡同町大字採銅所5173番4先まで	10.5 ～ 13.5	721.0
			後	同上	11.5 ～ 14.0	721.0

田川	国道	322号	前	田川郡香春町大字中津原1815番1先から 同郡同町大字中津原1815番9先まで	7.2 ～ 8.2	60.2
			後	同上	9.7 ～ 10.7	
田川	県道	添田池線 赤	前	田川郡添田町大字庄2505番5先から 同郡同町大字庄2504番6先まで	6.4 ～ 7.8	64.4
			後	同上	10.0 ～ 11.0	

福岡県告示第1230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年6月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	322号	田川郡香春町中津原1815番1先から 同郡同町中津原1815番9先まで

福岡県告示第1231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年7月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成18年6月26日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	200号	飯塚市片島3丁目491番先から 同市片島3丁目496番先まで

公 告

公告

平成19年度福岡県農業大学校の学生及び研修生を次のように募集する。

平成18年6月26日

福岡県農業大学校長 井手道夫

第1 養成科

1 募集定員等

学 科	募集定員	専攻コース	学生数の基準
養成科	50人	野 菜	15人
		花 き	10人
		果 樹	5人
		水田経営	5人
		畜 産	5人
		総 合	10人

2 修業年限 2年

3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して、入学試験を行う。

(1) 受験資格

次に定める要件を満たす者が受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（平成19年3月卒業又は修

了見込みの者を含む)又は学校教育法施行規制(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(平成19年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む)又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者。

イ 志操堅固で身体強健な者

(2) 試験

試験は、一般入学試験及び推薦入学試験(総合コースは除く。)とする。

ア 一般入学試験

(ア) 募集定員 50人(推薦入学の募集定員を含む。)

(イ) 日時、場所等

日 時		科 目 等	場 所
平成19年1月22日 (月曜日)	午前9時30分～ 午前10時30分	国語(国語総合)	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	午前10時40分～ 午前11時40分	数学(数学Ⅰ)	
	午前11時50分～ 午後0時50分	公民(現代社会)、理科 (理科総合B)及び農業 (農業科学基礎)のうち いずれか一科目を選択	
	午後1時30分～	面接	

(ウ) 受験手続及び受付期間

a 受験願書等の配布及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校(郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767。電話092-925-2403)又は福岡県農政部農業技術課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495)に対して行うこと。郵送によって入学願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒(縦31cm、横22cm以上の大きさで、あて先及び郵便番号を明記し、140円切手をはったもの)を必ず同封すること。

b 受験の申込方法

(a) 所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提

出すること。

i 最終学校の調査書(出身学校長が作成して封印したもの) 1部

ii 健康診断書

iii 農業経営規模調書(所定の用紙によること。)及び意見書(所定の用紙で受験者の住所地を管轄する地域農業改良普及センター所長が作成して封印したもの) 各1部

(b) 受験手数料は、無料とする。

c 受付期間

(a) 受験申込みの受付期間は、平成18年12月11日(月曜日)から平成19年1月10日(水曜日)まで(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。

(b) 郵便による受験申込みは、必ず配達記録郵便とし、平成19年1月10日(水曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(エ) 合格者の発表

一般試験合格者の受験番号を平成19年1月26日(金曜日)午前9時に、福岡県農業大学校に掲示するほか、文書をもって本人に通知する。

イ 推薦入学試験

(ア) 募集定員 20人

(イ) 推薦の要件

次に掲げる基準のいずれにも該当する者であること。

a 福岡県内の高等学校に在学する者又は他県の高等学校に在学している県内居住者で、平成19年3月卒業見込みの者

b 学業成績が優秀で、人物及び健康状態が優れており、学校長が責任をもって推薦できる者

c 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者

d 営農意欲がおう盛で、福岡県農業大学校卒業後、就農を志す者

(ウ) 日時、方法及び場所

日 時	方 法	場 所

平成18年11月27日 (月曜日)	午前9時30分～ 午前10時30分	小論文	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	午前10時40分～	面接	

(エ) 受験手続及び受付期間

a 受験願書等の配布及び試験に関する問い合わせ先

一般入学試験に同じ。

b 受験の申込方法

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

i 最終学校の調査書（出身学校長が作成して封印したもの） 1部

ii 健康診断書

iii 農業経営規模調査（所定の用紙によること。）及び意見書（所定の用紙で受験者の住所を管轄する地域農業改良普及センター所長が作成して封印したもの） 各1部

iv 在籍する高等学校長の推薦書（様式は自由とする。）

c 受付期間

(a) 受験申込みの受付期間は、平成18年10月23日（月曜日）から同年11月13日（月曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。

(b) 郵便による受験申込みは、必ず配達記録郵便とし、平成18年11月13日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(オ) 合格者の発表

可否は、平成18年12月1日（金曜日）までに推薦学校長を経由して本人に通知するほか、合格者の受験番号を福岡県農業大学校に掲示する。

(カ) その他

推薦入学試験に不合格となった者は、改めて一般入学試験をすることができる。

4 在学中に行う研修等

(1) 大型特殊自動車（農耕用）、けん引自動車（農耕用）、農業機械士、危険物取

扱者（乙4類）、毒物劇物取扱者、家畜人工授精師（畜産コースのみ）、アーク溶接技能、ボイラー取扱技能、フォークリフト技能、小型建設機械技能等の免許や資格取得のための研修や講習を行う。

(2) 卒業後公務員になる場合は、修業年限2年の短期大学卒業者と同様の取扱いが受けられる。

第2 研修科

1 募集定員

コース名	対 象 品 目	研修生数
野菜コース	施設（イチゴ、トマト、ナス）	10名程度
花コース	施設（切り花（キク）、花壇苗）	

2 研修期間

(1) 研修期間 6月以上1年以内（原則として複数年度に渡らないものとする。ただし、校長が適当と認める者に対しては通算1年を限度として、次年度に引き続き受講することができるものとする。）

(2) 研修開始 4月又は9月（年2回）

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 福岡県内の農業者

(2) 福岡県内に居住し農業を志す者

(3) 福岡県内での就農を希望する者

(4) 福岡県就農計画認定要綱（平成7年11月2日7農技担第110号）に基づく認定就農者及びこれに準ずる者

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 応募期間は、平成18年12月6日（水曜日）から平成19年2月13日（火曜日）まで（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず配達記録郵便とし、平成19年2月13日（火曜日）ま

での消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

平成19年2月28日(水曜日)

(3) 研修生の決定

平成19年3月7日(水曜日)

5 応募提出書類

所定の技術習得研修受講申込書に、次に掲げる書類を添えて福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 就農計画書、営農計画書、研修終了後の就職計画書のうちいずれかの書類
- (2) 健康診断書

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接を行い研修生を決定する。この場合、氏名を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって研修許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、第2の1の対象品目の生産管理実習及び農業大学校直売所運営実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科の講義及び資格取得研修の受講

公告

福岡県立病院の移譲先団体を次のとおり募集します。

平成18年6月26日

福岡県知事 麻 生 渡

1 移譲を行う県立病院

名 称	所 在 地
福岡県立柳川病院	柳川市筑紫町29番地

福岡県立嘉穂病院	飯塚市太郎丸265番地
----------	-------------

2 移譲予定時期

平成19年4月1日

3 応募資格

福岡県内に主たる事務所又は病院を置く法人であって、次の(1)から(5)までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する者(市町村を除く。)
- (2) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人のうち医学部を置く大学を設置しているもの
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人のうち病院を開設しているもの
- (4) 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人のうち医師を会員として設立されたもの又は病院の運営を目的とするもの
- (5) 医療法第39条第2項に規定する医療法人のうち厚生労働大臣が救急医療対策事業の対象として適当と認めた救命救急センターを設置している病院又は救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である病院を開設しているものであって、病床を300床以上有するもの

4 移譲の条件

(1) 県立病院が主として行ってきた医療を現在地で引き継ぐとともに、地域で要望の多い医療機能の充実に取り組み、長期にわたる地域医療の確保に努めること。

特に、柳川病院については、現在行っているがん等に対する医療を中心とした急性期医療に引き続き取り組むとともに、総合病院的機能を維持すること。また、救急医療については維持拡大を図ること。

嘉穂病院については、現在行っている結核、じん肺等の呼吸器疾患に対する医療に引き続き取り組むこと。

- (2) 引き続き在院を希望する入院患者を引き継ぐこと。
- (3) 本県を退職して再就職を希望する職員を優先的に採用するとともに、県からの派遣出向職員の受け入れ(最長5年間)について協力すること。

5 移譲に係る資産譲渡の概要

(1) 移譲を行う病院の資産のうち譲渡の対象となる物件は、次のとおりであり、原則として現状のまま譲渡を行うものとする。

ア 柳川病院

(ア) 土地

所在地	地目	面積
柳川市筑紫町29番1ほか	宅地	22,307.40㎡

(イ) 建物

所在地	種類	用途	構造	延床面積
柳川市筑紫町29番地	附属建物	本館	鉄筋コンクリート造3階建	10,877.27㎡
		事務所	鉄骨造	348.28㎡
		研修所	軽量鉄骨造	59.78㎡
		研修所	軽量鉄骨造	54.88㎡
		倉庫	鉄骨造	75.00㎡
		倉庫	木造	17.94㎡

(ウ) 医療機器等その他の資産

イ 嘉穂病院

(ア) 土地

所在地	地目	面積
飯塚市太郎丸265番1	宅地	64,583.59㎡

(イ) 建物

所在地	種類	用途	構造	延床面積
	建物	本館	鉄筋コンクリート・鉄骨造6階建	9,049.96㎡
		倉庫	軽量鉄骨造	57.83㎡
		倉庫	木造	83.27㎡

飯塚市太郎丸265番地1	附属建物	自転車置場	コンクリートブロック造	30.80㎡
		倉庫	コンクリートブロック造	17.78㎡
		倉庫	コンクリートブロック造	35.85㎡
		消毒室	軽量鉄骨造	9.83㎡
		機械室	鉄筋コンクリート造	25.46㎡
		学生控室	軽量鉄筋造	66.00㎡

(ウ) 医療機器等その他の資産

(2) 移譲に係る資産の取り扱い、次のとおりとする。

ア 土地及び建物

土地及び建物については、時価による譲渡とする。ただし、本公告3（応募資格）の(1)から(4)まで及び(5)のうち特定医療法人又は特別医療法人に該当するものについては、福岡県立病院の移譲に伴う特別措置に関する条例（平成16年福岡県条例第36号。以下「条例」という。）第3条第1項及び福岡県立病院の移譲に伴う特別措置に関する条例の施行に関する規則（平成16年福岡県規則第48号。以下「規則」という。）第2条第1号の規定に基づき、時価からその5割を減額した価額で譲渡するものとする。

物件（土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物）の時価

- ・柳川病院
494,800,000円（建物の消費税別途）
- ・嘉穂病院
367,000,000円（建物の消費税別途）

※「時価」とは、平成18年1月1日現在の鑑定評価額である。

イ 医療機器等その他の資産

医療機器等その他の資産については、移譲先団体が希望する場合には、別途協議の上、帳簿価額で譲渡するものとする。ただし、上記アのただし書きに記載する減額の対象となる団体については、条例第3条第1項及び規則第2条第2号の規定に基づき、帳簿価額からその5割を減額した価額で譲渡するものとする。

6 施設・設備整備費及び運営費の補助について

移譲後の病院の施設・設備の整備に要する費用及び運営に要する費用の一部につい

て補助を行う予定である。

7 応募手続

(1) 申込み

県立病院の移譲を受けようとする者は、(2)の提出期間に応募申込書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 法人概要

ウ 法人役員等名簿

エ 事業実績に関する資料

オ 法人の登記事項証明書

カ 印鑑証明書

キ その他県が必要と認める書類

(2) 応募申込書等の提出期間

この公告の日から平成18年7月24日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 募集要領

移譲先団体募集の詳細及び応募申込書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成18年7月24日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

8 応募申込書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健福祉部県立病院課病院改革班

電話 (092) 643-3290 ファクシミリ (092) 643-3292